

「(仮称)川崎市人権施策推進基本計画」(骨子)

川 崎 市

基本理念

- 1 国際的な視点に立った人権意識の形成
 - (1) 「人権の世紀」21世紀への貢献
 - (2) 多文化共生のまちづくりの推進
 - (3) 人権尊重教育の推進
 - (4) 人権意識の形成とその普及啓発
- 2 あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止
 - (1) 人権擁護の推進
 - (2) 人権施策の推進体制の充実
- 3 連携・協働による人権施策の推進
 - (1) 市民の参加による人権施策の推進
 - (2) 市民との協働による人権施策の推進
 - (3) 事業者等との連携・協働の推進

基本目標

- 1 市民一人ひとりが尊重され、いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり
人権の大切さを、市民一人ひとりの意識として形成し、個性や人格を互いに尊重し、共に支え合う「誰もがいきいきと心豊かに暮らせるまちづくり」をめざします。
- 2 差別や偏見のない、いたわりと優しさにあふれたまちづくり
いかなる差別や偏見も許さない、自分も他者も大切に感ずることができる「いたわりと優しさにあふれたまちづくり」をめざします。
- 3 互いの歴史や文化を理解し、共に生きるまちづくり
国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、共に暮らすことができる「多文化共生社会」をめざします。
- 4 市民、事業者、市が共に取り組む人権尊重のまちづくり
地域・学校・企業・市民団体等との連携、協働を通じて、互いに支援し合いながら「人権尊重のまちづくり」に取り組めます。

計画期間

2007（平成19）年4月～2015（平成27）年3月

人権施策を推進する4つの柱及び9の施策の方向、20の主な取組

4つの柱 1 人権教育の推進

幼児・学校教育の中で、子どもの権利に基づき、子どもたちの自尊感情を育み、違いを認め合い、尊重しあう意識や態度の育成をめざして、発達段階に応じた人権教育を実施します。また、生涯学習として人権を尊重し、共に生きる社会をつくるため人権教育を推進するとともに、市民による人権学習・研修等を支援します。

施策の方向 1 幼児・学校教育における人権教育の推進

幼児・児童・生徒は、一人ひとりがかけがえのない価値と尊厳をもっています。個性や他者との違いを認め合い、生きる力を育むことができるように人権教育を推進します。

1 人権尊重教育の推進

子どもが自尊感情を育み、互いの違いを認め合える人権尊重教育を推進します。

2 多文化共生教育の推進

「川崎市外国人教育基本方針」を踏まえ、外国人市民や異なる文化的背景をもつ子どもがアイデンティティを確立し、自分の文化を誇りに思うことができるように、また、すべての子どもが異文化を尊重し、理解を深めるための教育を推進します。海外帰国児童生徒等への相談体制を充実させるとともに、学校生活への適応や個性の伸長等を支援します。

3 人権感覚豊かな教職員の育成

学校での子どもの権利が保障されるように、教職員に豊かな人権感覚や専門技術等を身につける研修等を充実します。

4 相談・救済にかかわる校内体制の整備

いじめ、虐待、スクール・セクシュアル・ハラスメント、不登校等について迅速、的確に相談・救済することができるように教職員への研修を充実し、体制の整備を図ります。

施策の方向 2 生涯学習における人権教育の推進

市民一人ひとりが、人権について正しい知識を得、理解を深めていくことが求められていることから、子どもから大人まで継続的に人権教育を実施します。また、市民の主体的な人権学習を支援します。

5 人権尊重教育の推進

人権が尊重され、誰もがいきいきと生活することができる社会を形成するために、関係団体、関係機関と連携しながら人権学習などの人権尊重教育を推進します。

6 意見表明・参加がしにくい人への支援

子どもをはじめとしたすべての人は、社会を構成する一員として、意見を表明し参加する権利があります。すべての人が、意見を表明し参加することができるように条件の整備を推進します。

7 市民の主体的な人権学習への支援

市民が生涯学習の場において、主体的に人権学習を行うことができるように情報や場の提供等について支援します。

4つの柱 2 人権啓発の推進

市民一人ひとりが尊重され、差別や偏見のない社会を実現するため、人権課題に対する正しい知識の普及や広報をはじめとした啓発活動に努め、また、市民、事業者が人権の意義や価値についての理解を深めるための学習・研修の場を提供するとともに、市民、事業者の主体的な啓発活動を支援します。

施策の方向 3 啓発活動の推進

人権の重要性や人権の考え方、人権侵害の歴史や構造、その救済や問題の解決等について、市民や事業者等を対象に幅広く啓発を推進します。

8 市民への啓発活動の推進

様々な人権課題に対する正しい知識の普及に努めるとともに、市民一人ひとりが、互いの人権を尊重できるように効果的な広報や啓発活動を充実します。また、市民の参加や人権に関する教材の有効利用等の効果的な手法について検討します。

9 事業者、団体等への啓発の推進

事業者、団体等が、社会的責任として人権を尊重し、様々な人権課題への理解を深めるように人権に関する情報や資料の提供等を行います。また、国連の「グローバル・コンパクト」についての周知を図り、参加を促進します。

施策の方向 4 事業者、団体等の啓発活動への支援

事業者、団体等が主体的に人権学習・研修に取り組むように働きかけを行うとともに、事業者、団体等の啓発活動を支援します。

10 事業者、団体等による人権学習・研修への支援

事業者、団体等が、主体的に人権学習・研修を効果的に行うことができるように、人材の派遣や情報の提供、器材の貸出等を実施します。

4つの柱 3 相談・救済体制、自立支援の充実

人権侵害を受けている、または受けるおそれのある市民が安心して気軽に相談でき、問題を解決することができるように支援するとともに、関係団体、関係機関と連携し、迅速、的確に救済や自立支援ができるように体制の充実に努めます。

施策の方向 5 相談・救済体制の充実

各種相談窓口、救済機関、公的支援制度、NPO等が行っている支援等の様々な情報を効果的に広報・提供するとともに、市民が人権侵害を受けている、または受けるおそれのあるとき、問題を解決し自立や社会参加等ができるように相談・救済、支援体制の充実に努めます。

11 相談窓口や救済機関の周知と活用

市民に相談窓口や救済機関の周知を図るとともに、気軽に安心して相談できる方法を検討し拡充します。

12 相談・救済体制の強化

人権にかかわる相談窓口を整備し、効果的な相談体制の充実に努めます。また、関係団体、関係機関と連携を図りながら、迅速、的確に救済や支援をすることができるように体制の充実に努めます。

施策の方向 6 相談・救済、自立支援を行う団体等との連携強化

当事者が、問題の本質を理解し、主体的に問題を解決し、自立して社会参加等を実現するためには、様々な支援を必要とします。また、自ら人権を守ることが困難な状況にある市民には、個別の必要に応じた支援が求められます。関係団体、関係機関との連携を強化することで、当事者が回復し自立できるように救済、支援策を充実します。

13 関係団体、関係機関との連携

人権相談・救済に関係する団体、機関が情報交換等を円滑に行い、当事者に必要な回復・自立に向けての支援を行うために、各自治体間の協力を踏まえながら連携の強化を図ります。

4つの柱 4 連携・協働による推進

人権施策を推進するには、市民、事業者の参画が必要であり、また、NPO等の関係団体や国・県等の関係機関との連携が不可欠です。人権教育・啓発、相談・救済の取組を市民、事業者等と連携・協働しながら推進します。

施策の方向 7 市民、事業者の参加の促進

市民、事業者が「人権を尊重し共に生きる社会」づくりに参加できる機会を拡大するとともに、人権擁護に取り組みやすい環境の整備を行い、市民、事業者、市によるまちづくりを推進します。

1.4 市民の参加の促進

人権施策の企画立案、実施、評価のあらゆる段階への市民の参加が促進されるように条件の整備に努めます。

1.5 事業者の参加の促進

人権が尊重され共に生きる社会をつくるには、事業者の協力が必要であり、事業者に社会的責任として人権尊重の理解を求めるとともに、その取組について働きかけを行い支援します。

施策の方向 8 関係団体、関係機関との連携・協働の推進

関係団体、関係機関とネットワークを強化し、互いの役割等について相互に理解し、密接な連携を図りながら「人権を尊重し共に生きる社会」の形成に努めます。

1.6 市民活動への人権の視点の醸成

市民活動のグループが、人権の視点を持ち、人権に配慮した活動を行うことができるように、学習機会の提供等の支援を行い、連携・協働の推進に努めます。

1.7 関係団体、関係機関とのネットワークの強化

分野別に関係団体、関係機関とネットワークを強化し、連携・協働して人権教育、啓発、人権救済を効果的に推進します。また、人権擁護活動は広域的に連携して行うことが必要であることから、市外の関係団体、関係機関との連携・協働の強化を図ります。

1.8 関係団体への支援

市民の人権擁護のため活動している民間団体等に対し、情報の提供等の様々な支援をします。

施策の方向 9 人権尊重のまちづくりを担う職員の育成

人権尊重のまちづくりを担う職員を育成するため、計画的に効果的な人権研修を実施します。また、保健・福祉、教育関係等に従事する職員に対しては、専門性や人権意識をより高めるための研修を継続的に実施します。

1.9 体系的な人権研修プログラムによる職員の育成

職員が高い人権意識を持ち、市民対応やまちづくりを行うことができるように体系的な人権研修プログラムを作成し、研修を実施します。

2.0 専門分野の従事者への研修の推進

保健・福祉、青少年育成、教育等に従事する職員に対して、専門知識や技術の習得のための研修とともに、人権研修や「協働」に関する研修を継続的に実施し、専門性を発揮しながら市民と連携・協働して、職務に従事することができる職員を育成します。

分野別施策

1 子どもの人権の尊重と自立支援

1 子どもの権利に関する意識の向上

啓発・広報を充実させるとともに、子ども自身が子どもの権利について学ぶことや子どもを支える大人が子どもの権利について理解を深めることなど、子どもの権利に関する意識の向上に努めます。

2 子どもの権利の保障の推進

子どもが一人の人間として、安心して自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるように支援します。また、子どもが育ち・学び・生活していく上で大切な権利を保障するための条件整備と支援に努めます。

3 子どもの意見表明・参加の促進

子どもの意見表明・参加の権利を保障するため、市が実施する子どもにかかわる様々な施策や事業に意見表明・参加の視点を導入するための仕組みづくりや条件整備を行います。

4 いじめ、虐待等の権利侵害からの救済、回復への支援

子どもを支える教職員等の専門性や意識の向上を図り、いじめ、虐待等の早期発見・予防に努めるとともに、関係機関等の連携・協力体制を強化し、子どもの権利侵害からの救済、回復のための支援を行います。

2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重

1 男女平等社会実現に向けてのあらゆる場での連携の促進

市民一人ひとりが、個人として人権が保障され、性別によって差別されることなく、個性や能力を発揮するためには、家庭、学校、職場、地域において男女平等を推進することが重要であり、そのために、市民、事業者との連携、協働に努めます。

2 女性の人権尊重への取組

性的虐待、DV、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害をなくすために、あらゆる関係団体、関係機関と連携し、女性に対する人権侵害の防止・救済・自立支援を推進します。

3 男女平等推進のための人権意識の啓発

男女平等意識の醸成のため、様々な場であらゆる人に学習や研修の機会を提供・支援し、効果的な啓発活動を推進します。

4 快適な生活優先型社会の実現に向けた男女平等の推進

仕事と家庭の両立を図るため、男女がともに家事、子育て、介護にかかわることができるように、多様な働き方の実現と地域全体での子育てを支える環境づくりを推進します。

3 高齢社会を支え合う地域福祉社会づくり

1 地域住民の支え合いを基本とする「福祉文化」の創造

地域の中で安心して暮らせるための環境整備と高齢者自身の自己決定権を尊重し、参加と交流を推進します。

2 利用者本位の福祉サービスの提供と権利擁護の推進

利用者自身の選択に応じた福祉サービスの提供を行うとともに、人権に配慮した権利擁護を推進します。

4 障害者の自立と共に生きるまちづくり

1 地域における自立・社会参加への支援

障害者が、自立して生活し、自己実現が可能となるように、地域におけるサービス基盤を整備し、社会参加を促進するための環境の整備に努めます。

2 利用者主体（自己選択、自己決定）の支援

障害によって自らの意思や要求が十分に伝えられなかったり、自立への自己決定が制限されたり、ないがしろにされないように障害者の自己選択、自己決定を原則として、障害者にかかわる施策への自身の参画と意見の反映を推進します。

3 やさしいまちづくりの支援

一人ひとりの人権を尊重した社会環境づくりとして、ユニバーサルデザインの理念の実現をめざし、「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な」まちづくりを推進します。

4 障害のある子どもたちへの教育の推進

学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒一人ひとりの必要とすることを把握し、教育的支援を推進します。

5 同和問題

1 啓発・教育の充実

差別や偏見の解消に向けて、人権教育・啓発事業等を充実させます。

2 研修の充実

あらゆる人権課題の解決を視野に、総合的・計画的で、効果的な研修の実施に努めます。

6 外国人市民の人権施策の充実

1 行政サービスの充実

外国人市民が健康で安心して安全に生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるように施策の充実や環境整備に努めます。

2 多文化共生教育の推進

すべての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人（マイノリティ）の文化を尊重するとともに、自立と相互理解が図られる教育を推進します。

3 社会参加の促進

外国人市民が主体的に市政に参加できる環境の整備に努めるとともに、地域社会の構成員として自己の能力を十分に発揮しながら、様々な活動に参加できるように施策を推進します。

4 多文化共生意識の形成

すべての市民が文化や言語の違いを認め合い、共に生きる社会をつくるため、意識啓発を進めるとともに、開かれた地域社会づくりを推進します。

7 安心して受けられる人権に配慮した医療の推進

1 地域における医療機関の連携の推進

地域における医療機関相互の機能分担と連携により、すべての市民がすやかに自立した生活ができるように良質かつ適切な医療を効果的に提供する地域医療体制の整備を推進します。

2 患者の権利の保障の視点に立った医療環境づくりの推進

患者の人権を尊重し、患者本位の医療を進めるといふ医療制度改革の目的を踏まえた医療環境づくりを推進します。

3 医療スタッフの人権意識の向上

医療スタッフの人権意識の啓発に向けた研修等を充実します。

4 感染症の患者等への差別・偏見の解消

感染症の患者等に対する正しい知識の普及のために教育啓発活動を行い、差別・偏見の解消に努めます。

5 感染症の患者等への人権擁護の推進

感染症の患者などに対して行政処分を行う場合は、患者のプライバシー保護と人権擁護の視点を十分に考慮して実施します。

8 ホームレス（野宿生活者）の人権の擁護と自立支援

1 人権の擁護の推進と相談体制の充実

職員の人権意識の向上を図るとともに、偏見や差別意識の解消に向けて、啓発活動や人権教育を実施し、正しい知識の普及に努めます。また、関係団体や関係機関との相談体制の充実を図ります。

2 安定した生活に向けての自立支援

ホームレス（野宿生活者）自身が自立し、就労等により安定した生活が営めるように個別の必要に応じた施策を推進します。

3 保健・医療対策の充実

個別の必要に応じた健康相談や保健指導等による健康対策を行い、感染症への医療対策を講じます。また、各施設における機能を活用し衛生面での改善を図ります。

4 ホームレス（野宿生活者）になるおそれのある人への支援

ホームレス（野宿生活者）になるおそれのある人のために、相談体制の充実と様々な支援を実施します。

9 あらゆる市民の権利の擁護と差別の撤廃

1 固有の歴史・文化をもつ人々の人権

アイヌ民族などの様々な固有の歴史・文化・伝統等をもつ人の「文化的権利」を保障し、尊重と理解を深めるための取組を行います。

2 性同一性障害等の性的マイノリティの人々の人権

性同一性障害者や同性愛等の少数派の性的指向をもつ人など性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から教育・啓発活動を実施します。また、性別表記の点検等を通じ、人権に配慮した施策の充実を図ります。

3 犯罪被害者の人権

犯罪被害者やその家族等への人権課題についての理解を深めるための啓発活動に努めるとともに、犯罪被害者やその家族に必要な情報の提供等の支援について検討します。

4 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人及びその家族への偏見や差別をなくすために、支援団体と連携を図りながら、啓発活動に努めます。

5 災害被害と人権

災害にあった人たちが、安心して生活できるように支援策を実施します。また、高齢者、障害者、子ども、外国人市民等に対して、わかりやすい情報提供等の個別の必要に応じた支援を推進します。

6 人身取引被害者の人権

関係団体、関係機関との情報交換や啓発等を行います。

7 インターネットによる人権侵害

関係団体、関係機関と連携を図りながら、情報の収集と人権侵害を伴う掲載に対して削除の要求を行います。

8 拉致被害者家族への支援

関係機関と連携し情報の収集等に努め、状況に応じた支援を行います。

計画の推進

本計画を効果的に推進し、施策の実効性を高めるために推進体制の充実を図ります。

推進体制

かわさき人権啓発推進協議会

川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議